

【岡崎市】空き家改修事業費補助金 申請書類リスト

住環境政策課 空家対策係 TEL:0564-23-6024 FAX:0564-23-7528

◆申請書の提出は1部です。

✓ No.	【事前相談】（交付申請をする日より前までに提出）	
表紙	空き家改修事業費補助金事前相談書	【様式第1号】
1	補助事業の概要書	【別紙1】
2	位置図(付近見取図)	
3	空き家の写真(外観写真)	

✓ No.	【交付申請時】（着手しようとする10開庁日前までに提出）	
表紙	空き家改修事業費補助金交付申請書	【様式第2号】
1	補助事業計画書	【別紙2】
2	補助事業の内容を示す図書 ア 補助事業を実施する空き家改修工事の計画図 イ 空き家の写真(改修箇所が分かる写真)	
3	登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産税・都市計画税納税)	建物の所有者が確認できる書類
4	申請者の岡崎市税の滞納がないことを示す完納証明書(コピー不可) ※非課税の方は住環境政策課へお問い合わせください。	・申請日からさかのぼり3ヶ月以内に発行されたもの ・市役所納税課(東庁舎3階)又は各支所で取得可(身分証明必要) ・税証明交付申請書の②納税証明の必要なものは、「完納証明」、使いみちは「補助金申請」にチェックしてください。
5	改修工事及び購入する材料等の見積書の写し	・申請日からさかのぼり3ヶ月以内に発行されたもの ・請負事業者等の記名、捺印(担当者名、連絡先の記載で代替可)があること ・見積書の宛名は申請者であること
6	耐震診断結果報告書又は空き家の活用を開始するまでに耐震性及びその安全性の確保を示す書類	※空き家の着工が昭和56年5月31日以前のものである場合は提出すること
7	居住又は入居予定者が5年以上岡崎市に居住していないこと確認できる戸籍の附票	※地域活性に向けた移住・定住促進の用途に活用する場合は提出すること
(8)	同意書	※空き家の所有者が複数人いる場合や申請者が空き家の所有者と異なる場合は提出すること

✓ No.	【変更時】 ※該当する場合のみ提出	
い	空き家改修事業費補助金変更交付申請書兼変更届	【様式第4号】申請者の変更、補助金額の変更、工事内容等の変更(補助金の額に変更なし)、完了予定日の遅れ
ろ	空き家改修事業費補助金補助事業廃止届	【様式第6号】工事を廃止又は中止

※「い」は、別途添付する書類が必要になります。住環境政策課までお問い合わせください。

✓ No.	【完了後】（工事完了日から30日以内に提出）	
表紙	空き家改修事業費補助金改修工事完了実績報告書	【様式第7号】
1	改修工事報告書	【別紙3】
2	改修工事の請負契約又は注文請書(改修事業者の押印があるものに限る。)の写し	・交付決定日以後に契約を締結していること ・着手日が契約日より前になっていないこと ・契約者は申請者であること
3	改修工事完了後の改修工事施工箇所の写真	カラー印刷とし、空き家を除却し、更地となった状態が分かること
4	領収書の写し又はそれと同等のもの ※領収書と同等のもの…請求書と銀行の振込依頼書の両方など ※提出が遅れる場合は、住環境政策課へご連絡ください。	・交付申請書時に提出した見積書等と同額が支払われたことがわかるもの ・領収書の宛名は 申請者 であること ※交付申請書時に提出した見積書等の金額に加えて、別途工事等を含み支払いが行われていた場合は、その旨を記載又は支払内訳書等を提出すること

※申請時に提出した見積書と同額でない場合は、上記「い」の手続きが必須。

✓ No.	【補助額確定後】（確定通知から30日以内に提出）	
表紙	空き家改修事業費補助金請求書	【様式第9号】

✓ No.	【補助額確定後】（毎年度4月30日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに提出）	
表紙	空き家改修事業費補助金補助事業実施報告書	【様式第11号】補助金の交付を受けた日に属する年度の3月31日から起算して10年の活用を経過する日に属する年度の実績まで行うこと